

## 企業内容等の開示に関する内閣府令（案）等の概要

### I. 経緯

信用格付業者に対する規制の導入（本年4月1日施行）に伴い、指定格付機関制度を廃止し、信用格付業者制度に統合する予定です。

同時に、格付の公的利用が投資者による格付への過度の依存を招いたとの問題意識を踏まえ、格付の公的利用のあり方について見直しを行う必要があります。

以上の観点から企業内容等の開示に関する内閣府令、金融商品取引業等に関する内閣府令その他の内閣府令等の改正を行うものです。

（参考）現行の指定格付機関の指定の有効期限は本年12月末となっています。

### II. 改正案の概要

#### 1. 発行開示書類における格付に関する事項の記載の見直しについて

新規発行社債等について、格付が投資者の投資判断の材料として利用されていますが、格付符号の一人歩きによる弊害や、発行者が都合の良い格付を恣意的に選択することを防止する観点から、有価証券届出書等の様式について以下のような対応とします。

- ① 「取得格付」欄を削除する。
- ② 信用格付業者から格付を取得する場合には、欄外に以下の事項の記載を求める。
  - (i) 当該有価証券に係る信用格付の内容、前提及び限界の説明
  - (ii) 格付提供方針等に基づき信用格付業者が公表する情報を取得する方法（URL等）
  - (iii) 当該有価証券に係る信用格付（私的格付を除く。）の予想を提供した他の信用格付業者の名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由
  - (iv) 実質的に同等の信用格付（発行体格付等。私的格付を除く。）を提供した他の信用格付業者の名称

【企業内容等の開示に関する内閣府令、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令】

## 2. 主幹事引受制限の見直しについて

金融商品取引業者が、その親法人等又は子法人等が発行する有価証券の引受主幹事会社となることができる要件のうち、当該有価証券について指定格付機関による格付が付与されていることとする要件を削除し、以下の要件を新たに規定します。

- ① 社債券であって、発行者が以下のすべてを満たすもの等
  - (i) 認可金融商品取引業協会によって、気配相場価格が6か月以上継続的に公表されており、かつ、過去1年間の社債の売買高が100億円以上であることが公表されていること
  - (ii) 社債の発行残高が250億円以上であること
  - (iii) 過去5年間に発行した社債の総額が100億円以上であること
- ② 社債券であって、引受主幹事会社及び発行者と資本・人的関係において独立性を有すること等の要件を満たす他の金融商品取引業者が引受幹事会社として発行価格の決定プロセスに関与しているもの等（その場合には、発行者と引受人の関係及び発行価格決定方法・手続の内容等について開示を義務付け。）

【金融商品取引業等に関する内閣府令、企業内容等の開示に関する内閣府令、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令】

## 3. 運用報告書の交付義務の免除要件等について

指定格付機関による格付を取得していることとする要件を削除します。

【投資信託及び投資法人に関する法律施行規則及び投資信託財産の計算に関する規則】

## 4. 特定目的会社が保有する特定資産の価格調査を行う者について

指定格付機関については、価格調査を行うことができる者として指定する規定から削除します。

【資産の流動化に関する法律施行規則】

## 5. その他所要の改正について

以下の命令及び検査マニュアルについては、指定格付機関制度に代えて、企業の信用力の参考指標の一つとして一般的に利用されることが見込まれる信用格付業者制度を採用することとします。

- ・ 銀行等保有株式取得機構に関する命令
- ・ 金融検査マニュアル
- ・ 保険検査マニュアル

### **Ⅲ. 施行・適用時期**

本年10月1日施行予定。

(参考) 金融商品取引業者等に対する無登録業者による信用格付を利用した勧誘の制限に係る規定の施行期日は、本年10月1日となっています。